

# 協議会での検討事項と 今後の進め方(案)

令和2年9月16日  
能代河川国道事務所

## 米代川流域治水プロジェクトについて

### 【背景】

- 令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発。
- さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測。
- このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要。

流域治水プロジェクトを示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していくことが、国土交通省「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」において示される。

流域治水協議会

### 【目的】

- 流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進

## 米代川圏域流域治水協議会について(案)1/2

### 【協議会の目的】

近年、令和元年東日本台風をはじめとした激甚な水害が発生するなど、気候変動により、水害が激甚化・頻発化している。

このため、米代川流域において、あらゆる関係者が協働して「流域治水」（流域全体で水害を軽減させる治水対策）を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

### 【協議会の実施事項】

- 1 米代川流域で行う流域治水の全体像の共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「米代川流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「米代川流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

# 米代川圏域流域治水協議会について(案)2/2

## 協議会の構成員

委員	能代市長	
	北秋田市長	
	大館市長	
	鹿角市長	
	小坂町長	
	藤里町長	
	上小阿仁村長	
	秋田県	建設部長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所長

## 幹事会の構成員

委員	能代市	都市整備部 都市整備課長
	能代市	都市整備部 上下水道整備課長
	北秋田市	建設部 建設課長
	北秋田市	建設部 都市計画課長
	大館市	建設部 都市計画課長
	大館市	建設部 下水道課長
	鹿角市	建設部 都市整備課長
	鹿角市	建設部 上下水道課長
	小坂町	建設課長
	藤里町	生活環境課長
	上小阿仁村	建設課長
	秋田県	建設部 河川砂防課長
	秋田県	建設部 下水道マネジメント推進課長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所 副所長

# 協議会での検討事項と今後の進め方(案)1/2

## 米代川水系流域治水プロジェクト【素案】

～秋田県北地域を守る流域が一体となった治水対策の推進～

公表済

○ 令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が各地で発生したことを踏まえ、米代川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、昭和26年洪水（前線）＜上流部で戦後最大＞及び昭和47年洪水（前線）＜下流部で戦後最大＞と同規模の洪水に対して家屋浸水を防止するとともに、気候変動も踏まえて流域における浸水被害の軽減を図る。

### 位置図



### ■河川における対策

国の対策内容 河道掘削、堤防整備 等  
※今後、関係機関と連携し、県管理区間の河川改修を追加予定

### ■流域における対策のイメージ

・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備  
・既存ダム等の洪水調節機能の強化  
・土地利用規制・誘導（災害危険区域等）等  
※今後、関係機関と連携し対策検討

### ■ソフト対策のイメージ

・水位計・監視カメラの設置  
・マイ・タイムラインの作成 等  
※今後、関係機関と連携し対策検討

昭和47年7月洪水



能代市ニツ井町付近の浸水状況



能代市中川原地区の堤防決壊



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

## 協議会での検討事項と今後の進め方(案) 2/2

### 1 対策の検討（能代市、北秋田市、大館市、鹿角市、小坂町、藤里町、上小阿仁村、秋田県、国）

水災害リスクを把握のうえ、各構成機関（※）において、進めている整備、計画、ソフト対策などを確認し、流域治水対策①、②、③における今後の方向性、目標、対策メニュー、対策候補地などを検討する。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

②被害対象を減少させるための対策

③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

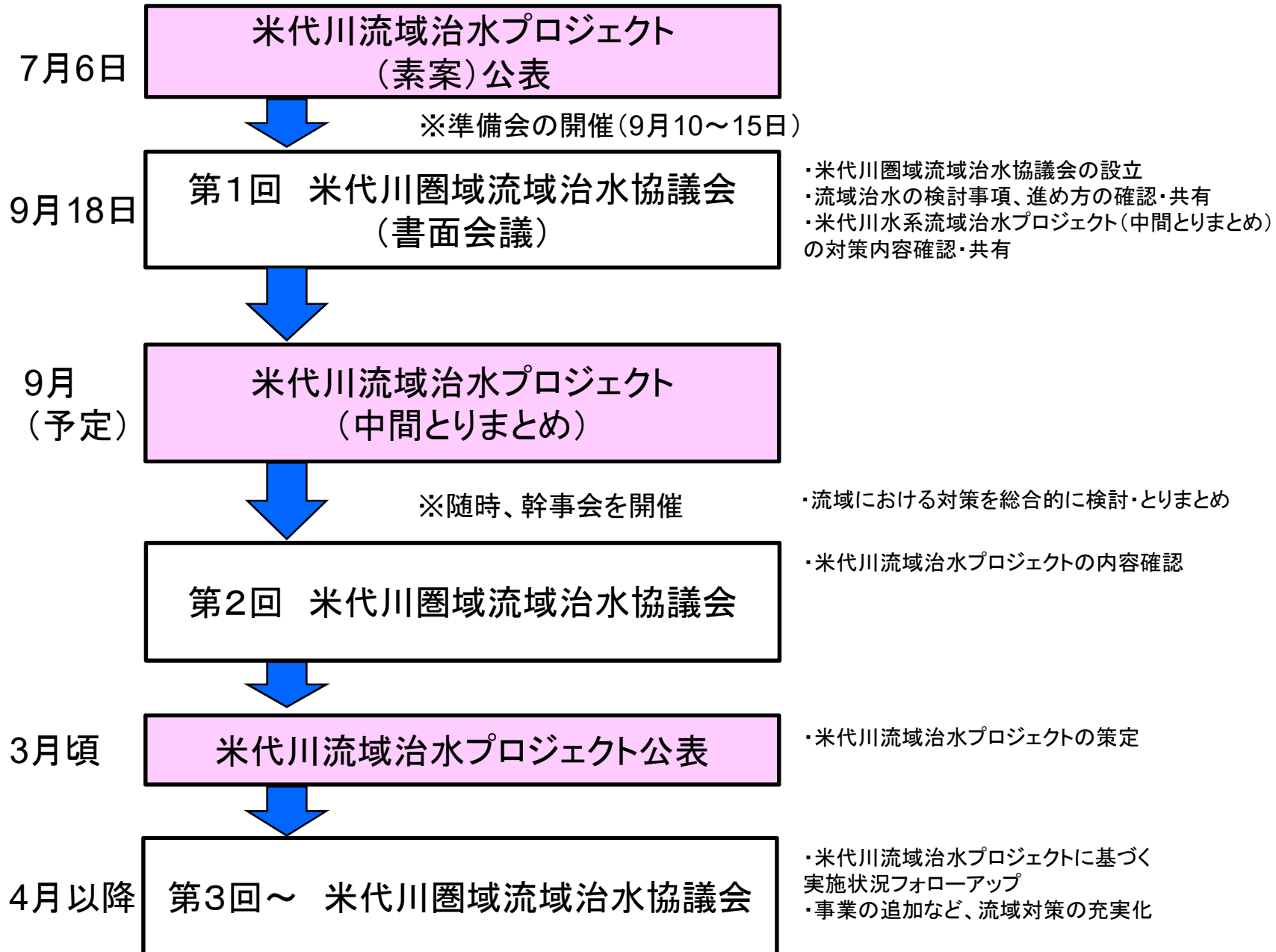
### 2 流域治水対策の共有

各構成機関による対策（案）を基に、流域で行う流域治水の全体像を共有する。

### 3 流域治水プロジェクトへの反映

各構成機関毎に検討された対策（案）を基に、流域全体で取り組んでいく対策を決定し、流域治水プロジェクトに反映。

# 協議会での検討事項と今後の進め方(案) 3/3



※今後の検討状況等により、変更となる場合があります。